

日時 令和7年5月9日 9時30分

場所 熊谷市立文化会館

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) 令和7年度税務職員採用試験に係る広報について (総務課)
令和7年度におきましても、別添1「令和7年度税務職員採用試験要綱」のとおり募集いたしますので、関与先やそのご親族等への周知についてご協力をお願いします。
- (2) 令和7年分の路線価図等の公開予定日について (資産課税部門)
令和7年分の路線価図等は、令和7年7月1日(火)午前11時に公開することを予定しています。
- (3) 源泉所得税の納付について (法人課税部門)
源泉所得税の納付が確認できなかった源泉徴収義務者の方々に対しては、令和7年3月に「納付照会のはがき」を発送させていただいており、未回答の方や納付が確認できない方へは、3月中旬から局源泉所得税事務処理センターから連絡をしており、今後局から引継ぎ税務署から連絡を予定しています。

税理士の皆様には、引き続き関与先源泉徴収義務者に対する源泉所得税の納付指導をお願いするとともに、自主納付ができない等の相談があった際には、早期に税務署に連絡するよう、ご指導をお願いします。

(4) 租税特別措置法第87条第7項に定める「実績報告書」の提出について(別添2)

(酒類指導官)

令和5年度の税制改正において租税特別措置法が改正され、令和6年4月1日より、それまでの特例措置を廃止し、承認酒類製造者の方は、事業計画書に記載した目標の達成状況等について、令和7年6月2日(月)までに、事業計画書を提出した税務署に報告書を提出する必要があります。この報告書の提出が無い場合は、その年度における酒税の軽減の適用がなくなり、遡って軽減相当額を納税していただく必要が生じてしまうため、提出漏れがないようご注意ください。

関与先等へのご指導をお願いいたします。

提出期限 令和7年6月2日(月)

提出先 酒税特例措置を受ける酒類製造者の承認通知を行った税務署